



新発田市

ファミリー・サポート・センター

活動のてびき



令和6年4月

新発田市ファミリー・サポート・センター



◆ もくじ ◆

1. 新発田市ファミリー・サポート・センターとは	1
2. 会員資格	2
3. 入会、変更、退会	2
4. 活動内容	3
5. 活動時間と料金	4～10
・活動時間ごとの利用料金	
・その他の料金	
・支払方法	
・予約の取り消し・キャンセル料	
・利用料金助成の申請	
・提供会員への助成	
6. 活動の流れ	11
7. 依頼方法・事前打合せ	12
8. 会員のきまり	13
9. 緊急時の対応	13
10. 事故が発生した場合の対処	14
11. ファミリー・サポート・センター総合補償制度	15～19
12. 参考資料	20～30
13. 会則	31～35
14. 事故発生状況を踏まえた提供会員の留意事項内裏表紙	
15. 安全チェックリスト裏表紙	

この活動のてびきは、会員の皆さんが新発田市ファミリー・サポート・センターの趣旨を理解したうえで、依頼・援助活動を行う際のガイドとして作成しました。

不明な点等ありましたら、センターへお問い合わせください。

◆ お問い合わせ・ご相談は ◆

〒957-8686 新発田市中央町3-3-3

新発田市ファミリー・サポート・センター（新発田市こども課内）

TEL 0254-24-1937

FAX 0254-28-9240

※土・日、祝日、年末年始（12/29～1/3）はお休みとなります。

◆ 新発田市ファミリー・サポート・センターとは ◆

新発田市ファミリー・サポート・センターは、子育てを手伝ってほしい方（依頼会員）と子育てをお手伝いしたい方（提供会員）がそれぞれ会員として登録し、お互いに助け合う会員組織です。

〈ファミリー・サポート・センターの仕組み〉



○アドバイザーが、地域や時間帯などを考慮して、お互いの条件が合う方同士を紹介します。

※依頼内容によっては、条件に合う提供会員が見つからない場合や、提供会員の急用・病気などで援助活動が困難になる場合もあります。予めご了承ください。

◆ 会員資格 ◆

依頼会員（子育てを手伝ってほしい方）

- 市内在住で0歳からおおむね18歳までの子どもがいる方
- 産前産後（母子手帳交付～産後おおむね8週間）に援助を必要とする方
- 里帰り出産などで帰省中の方（市外に住民票がある方は、祖父母等市内の住所で登録）

提供会員（子育てをお手伝いしたい方）

- 心身ともに健康で子どもが好きな方
- センターが開催する講習会に参加できる方

両方会員

- 依頼会員及び提供会員の条件を満たした方
※自分の急用時には、子どもを預かってほしいけれど、時間がある時には、子どもを預かることができる方は「両方会員」となることもできます。

◆ 入会、変更、退会 ◆

○入会費、年会費などの費用はかかりません。

○入会と同時に補償保険（P15～19参照）に加入します。保険料は市が負担します。

○住所や電話番号など、登録した内容に変更が生じた場合は、電話連絡または登録内容変更届（P24）をセンターへ提出してください。

○提供会員・両方会員で活動を休止する場合は、電話連絡または直接お越しのうえお伝えください。

○3年毎に会員継続の意向について確認を行います。

○退会する際は、センターに連絡のうえ、退会届（P25）に会員証を添付し、提出してください。

※会員登録、依頼や活動をする際は、家族の同意を得たうえで行ってください。

◆ 活動内容 ◆

	通常の活動	産前産後の活動
対象	0歳からおおむね18歳までの子ども	母子手帳の交付を受けてから産後おおむね8週までの妊産婦の方及びその子ども
主な活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園等の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり ・ 保育園等への送迎 ・ 冠婚葬祭や買い物等外出の際の子どもの預かり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家事援助 炊事、洗濯、通常範囲の掃除、買い物 ・ 育児援助 沐浴補助、上の子のお世話
活動場所	<p><u>預かりの場合は、原則として、提供会員の自宅です。</u></p> <p>ただし、会員同士の話し合いにより、その他の場所や依頼会員の自宅での預かりも可能です。</p>	<p>原則として、依頼会員の自宅。</p> <p>なお、依頼会員不在時の依頼会員の自宅での援助活動は行いません。</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>子どもの宿泊は、行いません。</u> ・ 病児・病後児の預かりは、行いません。 ・ <u>投薬は、行いません。</u> ・ <u>保護者を提供会員の車に乗せて活動はできません。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沐浴は、有資格者でなければしてはいけないことが法律で定められていますので、依頼会員の補助を行います。 ・ へその消毒や薬を飲ませるなどの医療行為はできません。 ・ 掃除は、居室の清掃及び整理整頓程度です。

●多子世帯の活動

○家事援助または育児援助が可能です。ご相談ください。

※年末年始（12/29～1/3）は、活動を行いません。（センターも休業となるため）

◆ 活動時間と料金 ◆

●活動時間ごとの利用料金（以下「料金」とします。）

活動時間	標準時間	延長時間
	午前7時から 午後7時まで	午前7時以前または 午後7時以降
1時間あたり（1人）	700円	900円
1時間あたり（2人目から）	350円	450円

※曜日に関わらない料金となります。

※きょうだいを2人以上預ける場合は、料金が2人目から半額になります。

○活動時間が1時間以内の場合の料金は1時間分になります。

～具体的な事例として～

活動内容	活動時間	料金	その他
保育園に徒歩で送り	15:00～15:20の 20分間	700円	
学童保育に車で迎え～ 提供会員宅で預かり	18:00～18:45の 45分間	700円	交通費

○活動時間が1時間を越えた場合は、延長料金をいただきます。以降30分毎に1時間分の半額を加算していきます。

- <延長料金> ①15分未満 切り捨て
 ②15分～45分 0.5時間分の料金
 ③46分以上 1時間分の料金

～具体的な事例として～

	活動時間（午前7時～午後7時）	料金	合計金額
①	1時間1分～14分	700円	700円
②	1時間15分～45分	700円+ <u>350円</u> (0.5時間分の料金)	1,050円
③	1時間46分～2時間14分	700円+ <u>700円</u> (1時間分の料金)	1,400円

○早朝または夜間にまたがって利用する場合は次のようになります。

事例	活動時間	料金	合計金額
①	午前6時～午前8時	早朝1時間 900円＋通常1時間 700円	1,600円
②	午前6時30分～ 午前7時30分	早朝30分 450円＋通常30分 350円	800円
③	午後5時～午後8時	通常2時間 1,400円＋夜間1時間 900円	2,300円
④	午後6時30分～ 午後8時	通常30分 350円＋夜間1時間 900円	1,250円

○多子世帯サポートの場合は次のようになります。

活動内容	活動時間＋人数	料金	その他
①家事援助サポートのみを行う場合	14:00～15:00の1時間	700円	交通費
②育児援助サポートも含める場合	18:00～19:00の1時間＋(3人)	1,400円	交通費

※その他、様々な依頼ケースが考えられますので、「この場合はどうなの？」など不明な点がありましたら、ファミリー・サポート・センターまでお問い合わせください。

●その他の料金

○交通費：公共交通機関・タクシーを利用した場合は、実費を依頼会員が提供会員に支払ってください。

提供会員の自家用車を利用する場合（保育園や児童クラブ等への送迎）や提供会員が依頼会員の自宅や提供会員の自宅以外の場所で活動する場合の交通費については、事前打合せの際に話し合います。

提供会員が自宅を出発し、活動を終え提供会員宅に戻るまでの距離を計算し、交通費を支給します。

- | | |
|-----------------|--------------------------|
| ① 全行程 5 km未満の場合 | 150 円 |
| ② 全行程 5 km以上の場合 | 距離（全行程）×20 円 ※10 円未満切り捨て |

※全行程 5 km以上の場合、1 kmごとに 20 円が加算されます。500m以上が 10 円繰り上げの目安になります。

○食事等：食事やおやつ等は依頼会員が用意してください。

やむを得ず用意出来ない場合は、提供会員に依頼し、利用分の料金を支払ってください。また、乳幼児の食事代については、事前打合せの際に話し合います。

食事代	1食 300 円
おやつ代	1回 100 円

○その他：依頼会員の子どもにかかる外出の費用（各施設入場料など）は、実費を依頼会員が提供会員に支払ってください。

●支払方法

○料金及びその他の料金は、依頼会員が提供会員へ直接支払います。

○料金やその他の料金を受け渡す際は、封筒を使用するなど、子どもの目に直接触れないよう、配慮してください。

○料金やその他の料金の支払いは、活動の都度行うことが原則ですが、両方で合意がある場合は、月払いも可能です。月払いの場合は、活動した月の翌月の2日頃までに提供会員にお支払いください。

●予約の取り消し

予定変更等で依頼をキャンセルする場合は、早めにセンターへご連絡ください。

急なキャンセルは、下記のとおりキャンセル料が発生します。

No.	取り消し	キャンセル料
①	依頼日前日まで	無料
②	依頼日当日 (活動予定開始前)	活動予定時間分の報酬額の半額 (交通費・食事代含まず。)
③	依頼日当日 (活動予定開始後)	活動予定時間分の報酬額の全額 (交通費・食事代含まず。)

～具体的な事例として～

No.	キャンセル料	事例
①	無料	
②	半額	I : 午前 10 時～午前 11 時 30 分の預かり取り消し ↓ 1,050 円の半額 <u>525 円</u>
		II : 午後 6 時～午後 7 時 30 分の学童迎え～預かり取り消し ↓ 1,150 円の半額 <u>575 円</u>
③	全額	上記 I の場合 <u>1,050 円</u> 上記 II の場合 <u>1,150 円</u>

※なお、交通費、食事代は含みません

- キャンセル料が発生した場合は、提供会員へ料金を支払ってください。
- 当日に連絡して、別の日に活動を変更した場合でも、依頼日の当日取り消し扱いになります。
- キャンセルに伴う支払いは、通常の手続きと同じくその都度ですが、両者の合意がある場合は月払いなども可能です。
- 会員同士で直接キャンセルの連絡をした際は、その後必ず依頼会員がセンターへ連絡してください。

※土、日、祝日、年末年始（12/29～1/3）は、ファミリー・サポート・センターがお休みです。その際の活動変更や翌月曜日の活動変更などがある場合は直接、提供会員に連絡し、そのうえでファミリー・サポート・センターへも後日、依頼会員が報告してください。

※活動変更や翌月曜日の活動変更などがある場合はご注意ください。

●利用料金助成の申請について

○助成の対象者

- ・生活保護法に基づく被保護世帯
- ・市町村民税が非課税の世帯
- ・児童扶養手当法に定める児童扶養手当を受給している世帯
- ・小学校就学前の児童が3人以上いる世帯
- ・多胎妊娠によって出生した小学校就学前の児童が2人以上いる世帯

○利用料金の助成

区分	利用料金	助成額	助成後の自己負担額
標準時間 曜日に関わらず午前7時から午後7時	700円/時間	400円/時間	300円/時間
延長時間 上記以外の時間帯	900円/時間	500円/時間	400円/時間

※交通費、食費代等の実費分及び取り消し（キャンセル）に伴う負担分は除きます。

※2人目以降を預ける場合は、2人目以降の助成額は半額になります。

※転入により新発田市に最新の課税情報がない方は、前住所地の収入所得・課税証明書を添付していただく必要があります。

○申請の方法

- ・新発田市ファミリー・サポート・センター助成金交付申請書（P29）の様式に必要事項を記載し「活動報告書」の写しを添付のうえ、援助を受けた日の月から翌月末までに提出してください。

※上記期間以外の申請は受付することができません。

○助成の上限

- ・1世帯ひと月あたり5時間になります。

●提供会員への助成について

○助成の内容

- ・提供会員が行った相互援助活動の時間に応じて、提供会員に対し助成を行います。

○報酬額の助成

区分	依頼会員支払額	市補助額	提供会員受取額
標準時間 曜日に関わらず午前7時 から午後7時	700 円/時間	100 円/時間	800 円/時間
延長時間 上記以外の時間帯	900 円/時間	100 円/時間	1,000 円/時間

※2人目以降の報酬額は半額となることから、市補助額は50円/時間とする。

○申請の方法

- ・新発田市ファミリー・サポート・センター報酬額助成金受取口座登録変更届出書（P30）の様式に必要事項を記載します。

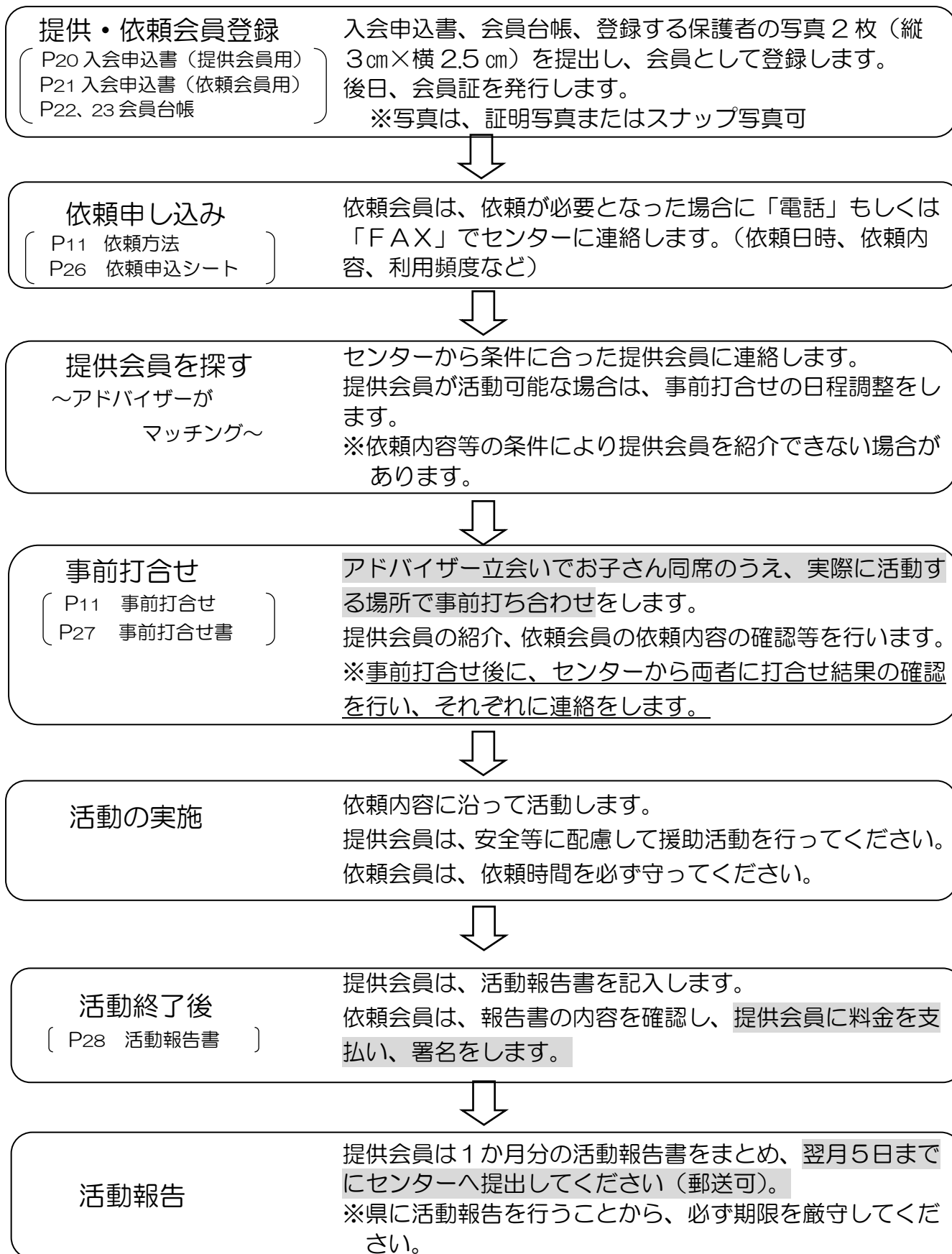
※こちらの報酬額助成金受取口座登録変更届出書につきましては、ご入会時にご登録を行います。

※報酬額助成金受取口座登録変更届出書の内容を変更されたいときは、報酬額助成金受取口座登録変更届出書を改めて記載し、ご提出ください。

- ・活動報告書（センター提出用）を、援助を行った日の月から翌月末までに提出してください。

※上記期間以外の申請は受付することができません。

◆ 活動の流れ ◆



※ () 内は参照ページです。

◆ 依頼方法・事前打合せ ◆

依頼会員の現状に合わせた提供会員の紹介と、お子さんの安全確保のため、入会時の面談と事前打合せを必ず行っています。入会から活動までは数日を要しますので、お早めにご相談ください。

アドバイザー立会いのもと、実際に援助活動をする場所または公共施設でお子さんと一緒に事前打合せを行います。不安なことや分からないことを解消するために行いますので、遠慮なく話し合しましょう。

- ①活動予定日、活動時間、活動内容等を確認し、想定される料金なども算出します。(P27)
- ②食事、おやつは依頼会員が用意してください。やむを得ず依頼する場合は、アレルギーや食べる量など確認します。
- ③おもちゃやミルク、おもちゃ等必要なものは依頼会員が用意し、ミルクをあげる時間などは、当日お子さんを預ける際に提供会員に伝えてください。
- ④送迎を依頼する場合は、送迎場所・時間の確認や交通費、チャイルドシートの使用について確認します。依頼会員は、保育園や児童クラブ等への連絡も忘れずに行ってください。
- ⑤依頼は、P26の様式を参考に電話またはFAXにて連絡してください。FAXの場合は、P26の様式を利用してください。
※依頼会員は、お子さんを預けている時間は、いつでも連絡がつくようにしてください。
お子さんがケガをしたり具合が悪くなったりした場合には、依頼時間中でも途中で迎えに行ってもらうことがあります。
※会員台帳に記入した緊急連絡先が変わったり、普段と異なる場合は、依頼の際に必ずセンターと提供会員に連絡してください。
※やむを得ず依頼終了時間に迎えが間に合わない場合は、必ずその旨を提供会員に連絡してください。
- ⑥料金の支払、活動報告書の署名するタイミング等についても確認します。
- ⑦緊急時の連絡先もしっかり確認します。

◆ 会員のきまり ◆

会員共通

- 活動中に知り得た会員同士のプライベートな情報は、絶対に他人に漏らさないでください。退会後も同じです。
- 活動中の物品のあっせん、販売、お金の貸し借り、宗教の勧誘、政治活動などは一切慎んでください。
- センターへの連絡なしに、会員同士での交渉（報酬金額の変更等）は行わないでください。
- 約束した時間は必ず守りましょう。（開始時間・終了時間）
- キャンセルについては、P7～P8をご覧ください。

依頼会員

- 依頼した援助内容以外の援助を提供会員に要求しないでください。
- 援助活動が終了したら、活動報告書の内容を確認し、署名のうえ提供会員へ料金を支払ってください。
※現金は封筒等に入れ、お子さんの目に直接触れる事のないよう配慮してください。
- 料金支払いの延滞が続くと強制的に退会となることがあります。

提供会員

- 対象の子どもの健康管理及び生活管理に十分配慮するとともに、事故の発生予防に努めてください。
- 活動中に事故が発生した場合は、適切な手当の後、速やかに依頼会員とセンターに連絡してください。（P14参照）
- 送迎の際や公共の場での活動の際は、必ず会員証の入ったホルダーを首からさげて活動してください。
- 援助活動の終了後、依頼会員から料金を受け取ると同時に、活動報告書に署名をもらい、月末締めで翌5日までに1部をセンターに提出してください（郵送可）。

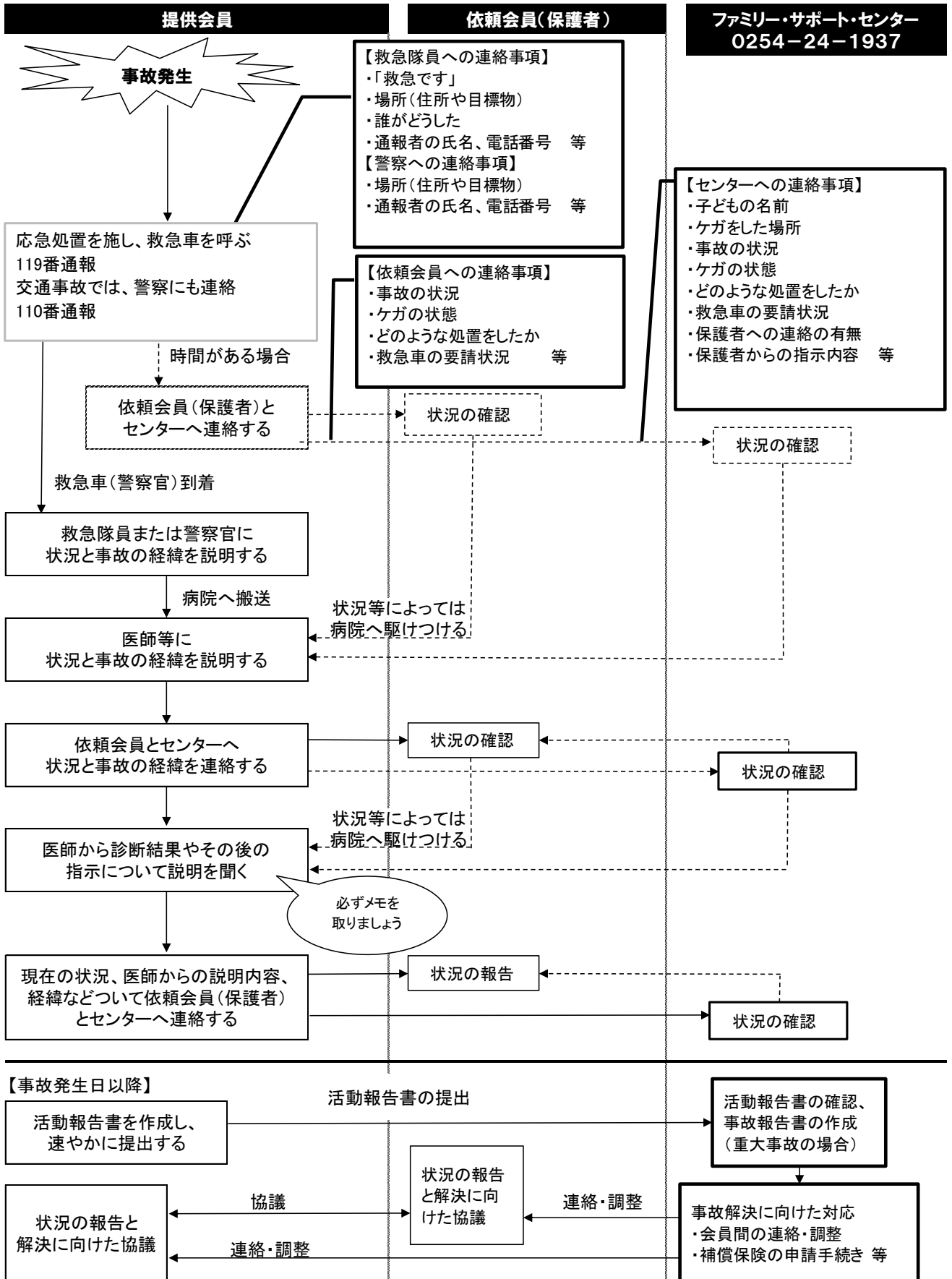
※きまりを厳守できない場合は、強制的に退会していただくことがあります。

◆ 緊急時の対応 ◆

時間外の対応

早朝や夜間、土・日、祝日等のセンターと連絡がつかない日時には、事前打合せを行った会員同士に限り直接やり取りが可能です。後日必ず、依頼会員がセンターにやり取りした内容を連絡してください。節度を守ってやり取りしましょう。

◆事故が発生した場合の対処◆



※提供会員は、自ら連絡が不可能な場合も想定し、必ず会員証と連絡先カードの入ったホルダーを首から下げて活動を行ってください。

◆ ファミリー・サポート・センター総合補償制度 ◆

この制度は、災害補償制度及び賠償金補償制度の2種類の補償制度によって構成されています。

1 災害補償制度

- ・ファミリー・サポート・センター制度に基づき援助活動中の提供会員、依頼会員及び依頼会員の子どもが急激かつ偶然な外来の事故により、ケガや特定疾病を被った場合に補償するものです。
- ・地震等の天災も補償します。
- ・事前打合せやセンターが主催する講習会や交流会に参加中または参加するための移動中も補償します。

<補償対象となる事故例>

- 公園で遊ばせていた依頼会員の子どもが、熱中症で倒れ、通院した。
- 提供会員が、依頼会員の子どもを保育施設まで迎えに行く途中、自動車にひかれ入院した。
- 提供会員の家で依頼会員の子どもを預かっているとき、地震でタンスが倒れ下敷きになり入院した。

<補償対象となる特定疾病>

- 急性虚血性心疾患（いわゆる心筋梗塞）、急性心不全等の急性心疾患
- くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患
- 気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患
- 細菌性食中毒
- 日射病及び熱射病等の熱中症
- 低体温症
- 脱水症

災害補償制度 保険金額			
補償内容		提供会員	依頼会員及び依頼会員の子ども
災害死亡補償	傷害	500万円	300万円
	疾病	500万円	300万円
後遺障害補償	傷害	20万円～500万円	12万円～300万円
	疾病	20万円～500万円	12万円～300万円
補療 償養	入院日額	傷害	3,000円
		疾病	3,000円

	手術	傷害	手術の種類により入院日額の 10・20・40倍	
		疾病		
通院日額		傷害	2,000 円	2,000 円
		疾病	2,000 円	2,000 円

<保険金をお支払いする場合>

災害死亡補償		補償適用の原因が生じた直接の結果として、その補償適用の原因が生じた日から、その日を含めて 180 日以内に死亡した場合。
後遺障害補償		補償適用の原因が生じた直接の結果として、 ①ケガをした日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた場合、または ②特定疾病で公的な後遺障害認定を受けた場合。 支払割合（最高 100%）は、後遺障害の程度に応じて決定します。
療養補償	入院	補償適用の原因の治療を直接の目的として入院した場合。 補償適用の原因が生じた日から、その日を含めて 180 日以内の入院日数が対象となります。
	手術	療養補償保険金（入院日額）が支払われる場合で、補償適用の原因が生じた日からその日を含めて 180 日以内に、補償適用の原因への治療のために所定の手術を受けた場合。 療養補償保険金（入院日額）に手術の種類に応じて定めた倍率を乗じた額とします。 ただし、1 事故に基づく補償適用の原因につき、1 回の手術に限ります。
	通院	補償適用の原因の治療を直接の目的として通院した場合。 補償適用の原因が生じた日から、その日を含めて 180 日以内の通院日数に対して、90 日を限度とします。

※下記のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- 故意・重過失・自殺行為・闘争行為・犯罪行為
- 麻薬・あへん・大麻・覚醒剤・シンナー等の使用
- 酒酔運転・無資格運転
- 戦争・暴動
- 医師の治療を受け、または治療の為に医師の処方に基づく服薬をしていた疾病と医学的に因果関係のある急性心疾患・急性脳疾患・急性呼吸器疾患
- むちうち症・腰痛等で、他覚症状がないもの

○その他「急激かつ偶然な外来」の条件を欠くもの（持病、慢性疾患、靴ずれ、しもやけ、日焼け等）

2 賠償金補償制度

- 提供会員（両方会員含む。）が援助活動中、監督ミスや提供した飲食物等が原因で、依頼会員の子どもや第三者（提供会員と同居の親族を除く。）の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償が生じた場合に負担する法律上の賠償金等を、支払限度額内で補償します。

<補償対象となる事故例>

- 提供会員が、依頼会員の子どもを保育施設へ送迎中、依頼会員の子どもが蹴った石が駐車中の第三者の自動車に当たり、修理費を請求された。
- 提供会員が、目を離した間に、依頼会員の子どもが道路へ飛び出し、車にはねられ、大ケガをしたことにより提供会員の管理責任を問われて、賠償請求された。
- 提供会員の家で手作りのお菓子を依頼会員の子どもに与えたところ、食中毒を発症した。
- 提供会員が依頼会員からおやつ代として預かった現金が、盗難されてしまった。
- 提供会員の子どもが、依頼会員の子どもにケガをさせてしまった。

賠償金補償制度 支払限度額(1事故)			自己負担
施設賠償責任	対人・対物共通	2億円	なし
生産物賠償責任	対人・対物共通	2億円	なし
受託者賠償責任	現金	10万円	なし
センター見舞金費用補償		5万円（最高）	なし

<保険金をお支払いする場合>

<p>施設賠償責任</p>	<p>ファミリー・サポート・センターの運営管理や活動に起因して、第三者の身体または財物に損害を与えたことにより、ファミリー・サポート・センターまたは提供会員が法律上の賠償責任を負った場合に、損害賠償金および下記の費用をお支払いします。</p> <p>①緊急措置費用 ②損害防止・軽減費用 ③協力費用 ④求償権保全・行使費用 ⑤訴訟費用</p>
<p>生産物賠償責任</p>	<p>提供会員が提供した飲食物等が原因で、第三者の身体または財物に損害を与えたことにより、提供会員が法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および下記の費用をお支払いします。</p> <p>①緊急措置費用 ②損害防止・軽減費用 ③協力費用 ④求償権保全・行使費用 ⑤訴訟費用</p>
<p>受託者賠償責任</p>	<p>依頼会員から預かった現金が盗難にあったことにより、ファミリー・サポート・センターまたは提供会員が法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および下記の費用をお支払いします。</p> <p>①緊急措置費用 ②損害防止・軽減費用 ③協力費用 ④求償権保全・行使費用 ⑤訴訟費用</p>
<p>センター見舞金 費用補償</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・依頼会員の子どもが、提供会員あるいは提供会員の親族の身体または財物に対して、偶然な事故により損害を与えた場合において、ファミリー・サポート・センターが提供会員に「センター見舞金」を支払う場合に、センター見舞金費用保険金をお支払いします。 ・「センター見舞金」とは、提供会員が支出した治療費・修理費等の実費の50%を上限として、ファミリー・サポート・センターが慣習に従って提供会員に支払う見舞金をいいます。 ・保険金の額は、1回のファミリー・サポート・センター業務遂行につき「センター見舞金」あるいは「5万円」のいずれか低い金額を限度とします。

※下記のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いしません。

○提供会員の虐待およびそれに類する行為（身体的・物理的・精神的であるかは問わない。）

によって生じた全ての賠償責任

○医師によって処方された薬を与えるなどの行為に起因する賠償責任

○故意、犯罪行為、戦争、変乱、騒じょう、労働争議に起因する賠償責任

○地震・噴火・津波に起因する賠償責任

- 第三者との間に賠償責任に関し特約があり、その特約により加重された賠償責任
- 排水または排気（煙含む。）に起因する賠償責任
- 提供会員が所有、使用または管理する財物の損壊につき、その財物に対し正当な権利を有する者に対し負担する賠償責任
- 依頼会員の子どもが提供会員（提供会員の親族含む。）の身体または財物に損害を与えた場合

※自家用車の事故については、賠償保険の対応ができません。各個人が任意に加入する任意保険での対応となります。

※事故が発生した場合には、保険会社の助言に基づき提供会員が被害者との示談交渉を勧めます。

※補償保険の適用外の事故による損害については、会員間において解決してください。